関係所属長　殿

生企発第464号
（交企）
令和６年７月８日
３年保存（口訓）
本　　部　　長

自転車防犯登録制度及び二輪車防犯登録制度に関する運用上の留意事項について（通達乙）

近年、モビリティに係る開発技術の進歩等を背景として、ペダル付き原動機付自転車（自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第９号に規定するものをいう。）又は一般原動機付自転車（同項第10号に規定する原動機付自転車のうち、同号イに該当するものをいう。）であって、原動機に加えてペダルを備え、原動機を作動させずペダルを用いて走行させることができるものをいう。以下同じ。）の普及が進んでおり、全国では、これに関連する交通事故及び交通違反が増加している。

また、交通違反をした者の中には、自転車防犯登録（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。）第12条第３項の規定により、自転車（道路交通法第２条第１項第11号の２に規定する自転車をいう。以下同じ。）を利用する者が、その利用する自転車について受けなければならないこととされているものをいう。以下同じ。）を受けていることをもって、ペダル付き原動機付自転車を自転車と誤認している者も見受けられるところである。

自転車防犯登録を受けていることにより、ペダル付き原動機付自転車が自転車に該当することとなるものではなく、車両の構造に応じて自転車に該当するかどうか決まることとなるが、このような現状を踏まえ、下記のとおり、自転車防犯登録制度及び二輪車防犯登録制度（旧グッドライダー防犯登録制度。以下同じ。）に関する運用上の留意事項を示すこととしたので、適切に対応されたい。

記

１　制度の概要

(1)　自転車防犯登録について

自転車法上の自転車については、自転車法第２条第１号の規定により、道路交通法第２条第１項第11号の２に規定する自転車をいうこととされている。

また、自転車法第12条第３項の規定により、自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う自転車防犯登録を受けなければならないこ

ととされている。

これを受け、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第12号）により、自転車を利用する者の申出により、都道府県公安委員会により指定を受けた一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない団体（以下「指定団体」という。）が当該申出に係る自転車に登録番号標（以下「防犯登録シール」という。）を表示することとされている。

(2)　二輪車防犯登録について

二輪車防犯登録制度は、一般社団法人二輪車普及安全協会が実施主体となって推進している任意制度で、現在は、全国オートバイ協同組合連合会も同制度への加入を促進している。両団体の加盟店舗において二輪車の防犯登録（ステッカー貼付）が行われている。

２　自転車防犯登録に当たっての留意事項等

(1)　自転車防犯登録の対象車両

自転車については、自転車法により自転車防犯登録を行うことが義務付けられている一方、ペダル付き原動機付自転車を含む二輪車についてはこれが義務付けられていない。しかし、二輪車については、二輪車防犯登録を通じて犯罪の予防及び盗品等の早期回復を図ることが可能である。

(2)　ペダル付き原動機付自転車の構造及び運転者が遵守すべき交通法規

近年、全国的にペダル付き原動機付自転車に関連する交通違反が増加傾向にあることを踏まえ、県警察では生活安全部と交通部が連携して、指定団体に対して、ペダル付き原動機付自転車について、

○　原動機を作動させずペダルを用い、かつ、人の力のみにより走行させることができるものであっても道路交通法上、「自動車」又は「一般原動機付自転車」に該当し、当該車両をペダルのみを用いて走行させる場合であっても自動車又は一般原動機付自転車の「運転」に該当すること

○　ペダル付き原動機付自転車の運転に当たっては、運転免許を要するほか、乗車用ヘルメットをかぶらなければならず、運転免許を受けず、又は乗車用ヘルメットをかぶらないで当該車両を運転した場合には、それぞれ道路交通法第64条第１項違反又は道路交通法第71条の４第１項若しくは第２項違反が成立すること

○　ペダル付き原動機付自転車は、車道を走行させなければならず、適法に歩道又は路側帯を走行させることはできないこと

○　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定により、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める基準に適合していない自動車及び原動機付自転車は運行の用に供してはならないこと

○　自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定により、自動車賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約が締結されている車両でなければ、運行の用に供してはならないこと

など、ペダル付き原動機付自転車の運転者が遵守すべき交通法規、ペダル付き原動機付自転車と自転車の構造上の相違点（スロットルが備えられているものはペダル付き原動機付自転車であること等）等を説明するとともに、自転車防犯登録を実施しようとする場合には、申出に係る車両の型式を確認するなどして自転車であるかどうかを確認する運用についても依頼している。

各所属においては、自転車や二輪車の販売店に対し、これらの運用について周知されたい。